

広川町農業委員会  
第28回総会議事録

(令和元年11月5日)  
広川町農業委員会

# 広川町農業委員会第28回総会議事録

令和元年11月5日広川町農業委員会第28回総会が広川町役場3階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知
- 報告事項2 農地法第5条の規定による許可取消願
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石義勝	6	野田光浩
会長代理	熊添泰行	7	野田京子
1	原野利男	8	馬場啓介
欠	庄籠弘典	9	丸山信夫
3	角武治	10	鹿田勝師
4	中村和浩	11	山崎義史
5	鐘ヶ江百合子	12	渡邊鉄也

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中秀典	8	弓削和幸
欠	古賀秀之	9	稲員雅史
3	中村正明	欠	野田隆文
4	山村光重	11	山下明俊
5	丸山敬二郎	12	中島和彦
6	綾戸睦夫	欠	古賀英夫
7	渡邊通稔		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上新五 書記 井上周亮 田中和弘

会長代理 熊添泰行  
開会のあいさつ

議長  
会長挨拶

議長 議事録署名人 3番・角武治 農業委員、12番・渡邊鉄也 農業委員

欠席者 農業委員 2番 庄籠弘典  
推進委員 2番 古賀秀之 10番 野田隆文 13番 古賀英夫

議長  
報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知の説明をお願いします。

事務局  
説明 順位1 大字 一條 字 上南原の三 2筆 (賃借人：■■ ■■)、(賃貸人：■■ ■■)  
理由 賃借人の変更によるもの

説明 順位2 大字 一條 字 平田 2筆 (賃借人：■■ ■■)、(賃貸人：■■ ■■)  
理由 賃借人の変更によるもの

議長  
事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 鹿田 勝師 農業委員 面積が内数と内数なのは、なぜですか。

事務局 土地の地番とハウスの設置の位置関係でこのようになっています。

8番 野田 光浩 農業委員 その土地の残りは、どうなっていますか。

事務局 別の方が借りてあります。

議長  
他にありませんか。

無いようでしたら次に進みます。報告事項2 農地法第5条の規定による許可取消願、事務局の説明をお願いします。

事務局  
説明 順位1 大字 太田 字 上田原 1筆 (譲受人：■■ ■■)、(譲渡人：■■ ■■)  
理由 事業の計画中止によるもの

議長  
事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 弓削和幸 推進委員 許可後から取消願いに至るまでの経過説明。

議長 他にありませんか。

全委員 質問無し。

議長

質問がなければ次に進みます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 大字 水原 字 上馬場 2筆 (譲受人：■■ ■■) 、(譲渡人：■■ ■■) 「贈与」

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

事務局 担当委員さんが欠席ですが報告を受けています。

この土地は譲渡人が相続によってもらったものですが、現状は、兄である譲受人がこの土地の管理をしてありました。譲渡人は、会社勤めをしており管理できないので譲受人に贈与する事となりました。ご審議よろしくをお願いします

議長

担当推進委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長

全会一致で認める事とします。

続きまして、順位2の説明を事務局からお願いします。

事務局

説明 順位2 大字 長延 字 川原谷 5筆 、 大字 六田 字 下前田 2筆 、 大字 六田 字 上前田 1筆 、 大字 水原 字 神楽田 1筆  
(譲受人：■■ ■■) 、(譲渡人：■■ ■■) 「贈与」

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

3番 中村正明 推進委員

譲渡人は、譲受人の母親で、高齢になられ贈与をされるとの事です。

議長

担当推進委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長

全会一致で認める事とします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件 順位1事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 大字 川上 字 平原 1筆 (譲受人: ■■ ■■)、(譲渡人: ■■ ■■) 「売買」 「駐車場用地」

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊通稔 推進委員

店に来る大型車は、お客を店前で降ろして別の所で待機している状態です。  
ご審議よろしくをお願いします。

議長

委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長

全会一致で認める事とします。  
次に進みます。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位2 大字 新代 字 後口 3筆 (譲受人: ■■ ■■)、(譲渡人: ■■ ■■) 「売買」 「建売住宅(2戸)」

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8番 弓削和幸 推進委員

譲渡人は、ニンニクの栽培をしていたが、栽培時期以外は草の管理が大変で手放したいと思われたところ、隣地の譲受人からの申し出がありました。

下水道も今、工事されており、水利組合の同意もとれております。審議よろしくをお願いします。

議長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等あり

ましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

次に進みます。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位3 大字 新代 字 下赤染 1筆 (譲受人：■■ ■■)、(譲渡人：■■ ■■) 「売買」 「一般住宅」

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

申請地は、上水道・下水道がありません。水利組合の承諾もとれています。

審議よろしくをお願いします。

議 長

委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

会長代理 隣地の水利組合の承諾は、どこになりますか。

9番 稲員雅史 推進委員

川瀬地区になります。申請地は、水路の別れ地になっています。

議 長 他にございませんか。

全委員 質問無し。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

以上で審議は終わりました。

会長代理 熊添泰行

以上をもちまして、農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。